

令和5年2月16日

総務部

東京都教育庁処務規則の一部を改正する規則の制定について

東京都教育庁処務規則（昭和45年東京都教育委員会規則第34号）の一部を以下のとおり改正する。

1 改正理由

グローバル人材育成部の設置に伴い、所要の規定整備を行う。

2 改正内容

- (1) 教育庁の部課として、指導部の次に、グローバル人材育成部、国際教育企画課及び国際交流教育課を追加する。
- (2) グローバル人材育成部に主任指導主事を置く旨規定する。
- (3) 主任指導主事はグローバル人材育成部長の命を受け、学校教育に関する専門的事務を処理する旨規定する。
- (4) 国際教育企画課及び国際交流教育課の分掌事務を規定する。

3 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

第六号議案

東京都教育庁処務規則の一部を改正する規則の制定について
東京都教育庁処務規則の一部を改正する規則を次のとおり制定し、公布する。

令和五年二月十六日

東京都教育庁処務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年 月 日

東京都教育委員会

・ 東京都教育委員会規則第 号

東京都教育庁処務規則の一部を改正する規則

東京都教育庁処務規則（昭和四十五年東京都教育委員会規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表指導部の部の次に次のように加える。

グローバル人材育成部

国際教育企画課

国際交流教育課

第三条第一項中「指導部」の下に「及びグローバル人材育成部」を加える。

第四条第七項中「指導部長」の下に「又はグローバル人材育成部長」を加える。

第五条の表指導部の部の次に次のように加える。

グローバル人材育成部

国際教育企画課

一 国際教育の企画及び調整に関すること。

二 日本語指導の企画及び調整に関すること。

三 部内他課に属さないこと。

国際交流教育課

一 教育に係る国際交流事業の企画及び調整に関すること。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（提案理由）

グローバル人材育成部の設置に伴い、規定を整備する必要がある。

改正案	現行
<p>第一条 （現行のとおり） （分課）</p> <p>第二条 （現行のとおり） 総務部から指導部まで グローバル人材育成部 国際教育企画課 国際交流教育課 人事部及び福利厚生部 （現行のとおり） （部及び課の長等）</p> <p>第三条 （現行のとおり） 2から5まで （現行のとおり）</p> <p>6 指導部及びグローバル人材育成部に主任指導主事を置く。 7から11まで （現行のとおり）</p> <p>第三条の二 （現行のとおり） （職員の職責）</p> <p>第四条 （現行のとおり） 2から6まで （現行のとおり）</p> <p>7 主任指導主事は、指導部長又はグローバル人材育成部長の命を受け、学校教育に関する専門的事務を処理する。</p> <p>8から13まで （現行のとおり）</p>	<p>第一条 （略） （分課）</p> <p>第二条 （略） 総務部から指導部まで （略） （新設） （新設） （新設）</p> <p>人事部及び福利厚生部 （略） （部及び課の長等）</p> <p>第三条 （略） 2から5まで （略）</p> <p>6 指導部に主任指導主事を置く。 7から11まで （略）</p> <p>第三条の二 （略） （職員の職責）</p> <p>第四条 （略） 2から6まで （略）</p> <p>7 主任指導主事は、指導部長の命を受け、学校教育に関する専門的事務を処理する。</p> <p>8から13まで （略）</p>

(各部、課等の分掌事務)

第五条 (現行のとおり)

総務部から指導部まで (現行のとおり)

グローバル人材育成部

国際教育企画課

一 国際教育の企画及び調整に関すること。

二 日本語指導の企画及び調整に関すること。

三 部内他課に属さないこと。

国際交流教育課

一 教育に係る国際交流事業の企画及び調整に関すること。

人事部及び福利厚生部 (現行のとおり)

第六条から第八条まで (現行のとおり)

(各部、課等の分掌事務)

第五条 (略)

総務部から指導部まで (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

人事部及び福利厚生部 (略)

第六条から第八条まで (略)